

# 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年1月15日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

## 記

1. 公示件名：全世界2025年度一般文化無償資金協力機材計画調査（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：全世界 2025 年度一般文化無償資金協力機材計画調査  
(QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a00808

## 【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2. 「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 1 月 15 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2025 年度一般文化無償資金協力機材計画調査（QCBS-ラン  
プサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理  
しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください<sup>i</sup>。  
(全費目課税)

(4) 契約履行期間（予定）：2025年3月 ～ 2025年11月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施の  
スケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただ  
し、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履  
行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約  
交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する  
成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行い  
ます。

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

人間開発部 基礎教育グループ

### (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 1月21日 まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 1月22日 12時まで
3	質問への回答	2025年 1月27日まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2025年 1月31日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
7	見積書の開封	2025年 2月14日 10時30分
8	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日まで
9	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで (申込先： <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

### (1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

### (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません

### (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

#### 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項に記載の配付資料

#### 5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記 2. （３）参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/ZenWWDNNsE>

注 1）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていただきます。

（２）回答方法

上記 2. （３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

#### 6. プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記 2. （３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。  
([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

#### 1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

#### 2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

#### 3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第3章4. (3) に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

#### (3) 提出書類

- 1) プロポーザル・見積書・別見積書
- 2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

#### (4) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。  
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

## 7. 契約交渉権者の決定方法

### (1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

### (2) 評価方法

#### 1) 技術評価

「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### 2) 評価配点表以外の加点

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

##### ① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

### 3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（上限額×0.8/N）×100点

\*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

### 4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を90：10の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.9＋（価格評価点）×0.1

#### （3）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記2.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

#### （4）契約交渉権者の決定方法



- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- （1）本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- （2）本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社  
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

## 10. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

#### 1. 企画・提案に関する留意点

- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づく業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。また、応募者がプロポーザルの中で行った提案について特筆すべき箇所があれば、その記述箇所を、発注者が指定した項目とは分けてリストに記載ください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
  - ① 特殊備人費（一般業務費）での備上（主に個人）
  - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2. 業務実施上の条件」参照）
  - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3. 競争参加資格」参照）
- 再委託することにより業務の効率・精度・質等が向上すると考えられる場合は、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の

項目・規模を超えて再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

## 2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2) 業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No.	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	現地調査の実施時期及び期間	第3条 実施方針及び留意事項 (1) 現地調査の実施方法
2	各案件の技術的調査方針	第3条 実施方針及び留意事項 (3) 各案件の留意事項

### 【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

#### 第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、当該計画の妥当性の確認に必要な情報を収集・分析するとともに、一般文化無償資金協力(以下、「一般文化無償」)として適切と考えられる機材計画を整理する。具体的には、要請の背景、目的及び整備機材の内容等を詳細に把握し、開発効果、技術的妥当性を確認の上、必要かつ最適な事業内容・規模につき概略設計(概略事業費の積算を含む)を行うとともに、事業の成果・目標を達成するために必要な相手国側負担事項の内容・実施スケジュールや、整備機材の運用・維持管理等の留意事項等を整理することを目的とする。

#### 第2条 業務の背景

一般文化無償は、途上国の政府機関に対し、文化・高等教育振興のための資機材の購入や施設の整備の支援を通じて、開発途上国の文化・教育の発展及び日本とこ

れら諸国との文化交流を促進し、友好関係及び相互理解を増進させることを目的としている。

発注者は、ODA の重点分野、国別援助方針、事業展開計画等を踏まえ、開発面での効果を有することを前提として一般文化無償の案件形成・検討を行っている。2024 年度に要望が挙げられた中から、外務省により実施可能性が高いと判断された以下の機材案件について、妥当性の検討が必要となっている。

実施可能性が高いと判断された案件は以下のとおり<sup>1</sup>。

国名	案件名	要請内容
モルドバ	モルドバ公共テレビ・ラジオ局テレビ番組制作機材整備計画	モルドバ公共放送局に対する、主に教育・文化番組チャンネルの改善に必要なテレビ番組制作機材の整備
ペルー	国立ブルーニング考古学博物館文化財保護・展示機材整備計画	国立ブルーニング考古学博物館に対する、発掘物・収蔵物の先進的な研究、保全・管理、展示及び文化教育に必要な機材の整備
ネパール	国際山岳博物館における展示デジタル化計画	国際山岳博物館に対する、博物館の展示デジタル化に必要な機材の整備

### 第3条 実施方針及び留意事項

#### (1) 現地調査の実施方法

- 1) JICA 本部の職員等は現地調査に参加しない。相手国実施機関とのミニッツは、対象国を所掌する JICA 在外拠点の長が署名する。また、必要に応じて JICA 在外拠点の担当者が協議に参加する。
- 2) 上記 1) の体制に鑑み、受注者は無償資金協力（施設・機材等調達方式）の制度についても十分に理解し、状況に応じて相手国関係機関に説明する必要がある。また、ミニッツ署名後に相手国実施機関との間で協議内容・結果に確認の必要が生じた場合は、JICA 人間開発部と相談の上で、受注者が行う。
- 3) 現地調査は各案件 1 回とし、国内業務を経てとりまとめた調査報告書案を相手国実施機関等へ説明するための現地調査（他の施設・機材等調達方式無償資金協力準備調査における「概略設計概要説明調査」に相当）は実施しない。同調査の代わりに、後述の「機材リスト」を用い、現地日本大使館が相手国関係機関からの同意取り付けを行う。また、調査結果概要の外国語版（抄訳）については、発注者を通じて先方政府に提出する。

<sup>1</sup> 各国要請の詳細については別紙 1-1～1-3 を参照のこと。

- 4) 機材および付属品（特に不特定多数への貸出を想定する機材、数量の多い付属品）の数量の妥当性等の確認に十分留意する。特に実施機関から他の機関へ当該機材・付属品が配布される場合には、配布先の事情についても十分留意する。
- (2) 本体無償資金協力事業にかかる留意点<sup>2</sup>
- 1) 一般文化無償の各案件は、施設・機材等調達方式無償資金協力にて実施されるものであり、日本と先方政府との間の交換公文（E/N：Exchange of Notes）及び発注者と先方政府機関の間の贈与契約（G/A：Grant Agreement）に基づき実施され、無償資金協力調達ガイドライン（Procurement Guideline for the Japanese Grants（2016年1月））が適用される。
  - 2) 調達対象案件のうち、先方政府とE/N及びG/Aが締結された後、技術的な一貫性の確保およびE/N、G/A供与期限内での円滑な実施を図るため、本調査を受注したコンサルタントを上記G/A及び調達ガイドラインに基づき、調達監理担当コンサルタントとして被供与国政府に推薦を行う予定である。
  - 3) 調達実施監理にかかる現地渡航は3回（計画内容最終確認業務（現地作業）、入札図書承認、現地における機材検収・据付確認を各1回）を想定する。
  - 4) 入札会は、施主が先方政府実施機関であることから現地で実施することも考えられるが、本体事業の調達監理担当コンサルタントの現地渡航に係る経費を節約すること、応札者である日本企業への便宜を図ること等を理由に、日本国内で行うことを想定する。先方実施機関責任者等が渡航費用を賄えない場合は、同コンサルタントまたは在日大使館職員が先方実施機関に代わって入札会を開催する等の方法を検討し、必要な調整を行う。
- (3) 各案件の留意事項
- ① モルドバ「モルドバ公共テレビ・ラジオ局テレビ番組制作機材整備計画」
    - モルドバ公共放送局は教育・文化番組（Channel-2）専用スタジオを有しておらず、ニュース等の総合番組（Channel-1）のスタジオを間借りしながら

---

<sup>2</sup> プロポーザルの中で、無償資金協力本体事業における調達監理計画についても記載すること。記載に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」（2022年4月版）の様式4-2、4-3を準用する等により、プロポーザル作成の時点で想定される業務内容、作業計画及び要員計画（人月）を記載し、効率的かつ経済的な調達監理の方法に関する提案を行うこととする。その際、各案件の規模を踏まえた適切な調達監理の方法を検討する。

番組を作成している。ニーズ調査時点で、本部ビル内の Channel-2 スタジオ 予定スペースの改修費用をモルドバ側で予算確保済み（約 30 万ユーロ）であるが、この予算確保に問題が生じていないか、スタジオ改修が予定通り行われるか、ニーズ調査時点での前提条件に変更がないかを確認する。

- 使用者の技術レベル及び体制に即して適切な機材構成及び仕様とする。
- 免税情報シートの最終更新版が 2021 年 10 月作成のため、調査を通じて情報収集を行う。
- モルドバには JICA 事務所がないため、調査団団長を含めた対応について事前に JICA に確認を行う。

② ペルー「国立ブルーニング考古学博物館文化財保護・展示機材整備計画」

- 先方負担事項である、納入した機材の管理・保管場所の確保、および使用・維持管理する人材の確保について確認する。
- 免税情報シートの最終更新版が 2022 年 9 月作成のため、調査を通じて情報収集を行う。
- 2022 年度の無償資金協力案件において E/N が署名されておらず、2025 年 1 月に署名予定となっている。本案件においても E/N 署名等の手続きに遅れが生じる見込みがないかどうか、JICA 及び外務省から情報を得ること。
- 定量指標のいずれも 2023 年度の基準値の 3 倍以上となっているが、達成可能な指標かどうかの根拠が説明されていない為、適切な指標であるかを調査で確認する必要がある。

③ ネパール「国際山岳博物館における展示デジタル化計画」

- 機材の維持管理において、国際山岳博物館は財政面で持続的に運営する能力を有しているの見込まれているが、予算措置を詳細に確認するとともに関係機関の責任を明確にする。
- 使用者の技術レベル及び体制に即して適切な機材構成及び仕様とする。合わせて、機材設置場所や電源についての確認、建物の仕様やレイアウト変更が発生しないか等を確認する。
- ソフトコンポーネントとして、機材の運営、メンテナンス技術を指導する専門家の短期間の派遣が必要とされている。ソフトコンポーネントによってどの程度の支援が必要であるか、あるいは不要と整理することができないか、通常の初期操作指導の中で対応することを前提として、確認する。
- 機材の重量が博物館の構造に耐えるものであるか留意し、大型機材については搬入経路も確認する。

- ネパール政府による博物館施設の一部修繕が進んでいるが、この修繕予算が先方内にて十分な予算が確保されたうえで、期日までに履行されるのか、確認する。
- 定量的効果の指標が未決定であり、来場者数を指標とすることが想定されているが、情報収集のうえ本調査を通じて決定する。
- 免税情報シートの最終更新版が2021年10月作成のため、調査を通じて情報収集を行う。
- 先方負担事項である同博物館への必要な人材確保・配置及び利用可能なデータや情報について確認する。

#### (4) 参考資料

➤ 共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

##### ① 公開資料

- (ア) 設計・積算にかかるガイドライン等 (以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。)
- ☒ 協力準備調査設計・積算マニュアル (試行版)
  - ☒ 同「機材編」 (2023年4月)
- (イ) 環境社会配慮ガイドライン (以下「JICA環境社会ガイドライン」という。)
- ☒ 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン (2022年1月)
- (ウ) 気候変動対策ツール (以下「気候変動対策ツール」という。)
- ☒ 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT: 緩和策 Mitigation)
- (エ) その他
- ☒ JICA不正腐敗防止ガイダンス
  - ☒ 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン
  - ☒ コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン (2022年10月)
  - ☒ ソフトコンポーネント・ガイドライン
  - ☒ 資金協力事業 開発課題別の指標例 (以下「開発課題別の指標例」という。)

#### (5) 計画策定のプロセス

➤ 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査を実施する。特に以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

##### (ア) 現地調査派遣前

- ・ 既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

(イ) 現地調査帰国時

- ・ 現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

(6) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせる事。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受ける事。
- 発注者と打合せ後、受注者は対応方針等を取りまとめ、発注者の確認を取ること（必要に応じて打合簿を作成すること）。

(7) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。

(8) 環境社会配慮

- 本業務においては、相手国政府・実施機関の定める環境社会配慮に係る法令・許認可手続きや基準等について、JICA 環境社会ガイドライン上遵守が求められるものと大きな乖離がないことを検証する。

(9) 調達方式の検討方針（現地企業活用型による実施の場合）

- ☒ 本業務では当該項目は適用しない。

(10) クラスタ—事業戦略での本件の位置づけ

- ☒ 本業務では当該項目について特筆すべき事項はない。

(11) 発注者の既存事業との連携可能性の検討

- ☒ 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既存事業（有償資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等）



との具体的な連携の可能性（共同での研修やセミナーの実施、共同研究等）を追求すること。

(12) 相手国関係機関の調整

☒本業務では事業実施体制に記載する以外の機関との特筆すべき調整事項はない。

第4条 業務の内容

(1) 事前準備

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、共通仕様書第6条に従い、業務計画書を作成する。
- ② 業務計画書を発注者に提出して承諾を得る。
- ③ 要請書及び関連資料の分析・検討を行う。要請案件の全体像を把握し、我が国の開発協力方針・相手国上位計画との整合性、JICA 協力プログラムとの整合性、同プログラムにおける他案件との連携等を含め、案件の背景・位置づけ等を明確に理解する。また、要請機材の種類・内容等を踏まえて必要な情報収集を行い、現地調査にて確認すべき点や課題等を整理する
- ④ 調査対象国において一般文化無償案件の実績があれば、必要に応じ JICA 関係者および関係機関等から情報収集を行いレビューする（特に相手国側負担事項、相手国における通関手続き等の詳細について十分確認する）。

(2) 現地調査

1) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等にインセプション・レポートの内容（調査方針、内容、スケジュール案等）及び無償資金協力（施設・機材等調達方式）の制度（G/A 雛形、基本約定（General Terms and Conditions: GTC）、銀行取極め（Banking Arrangement: B/A）、支払授權書（Authorization to Pay: A/P）、進捗報告書（Project Monitoring Report: PMR）雛形等の説明・手交含む）、実施体制、具体的な手続き（コンサルタント契約、業者契約の内容等を含む）等について、概要を説明し、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担などに関し、協議・確認を行う。

2) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

実施機関等との協議を通じて、要請の背景・目的を確認するとともに、要請内容、実施体制（実施機関・責任官庁等の組織・人員体制・予算や財政状況）を確認する。あわせて我が国の開発協力方針・相手国上位計画との整合性、他協カスキームとの連携についても確認する。

3) 要請機材内容の確認

要請機材の仕様、規格及び数量について、その整合性・妥当性を確認する。また、既存関連機材の現況、据付・初期操作指導の要否、据付が必要な場合における据付場所の確認、空調・配電・給排水状況・搬送方法等の確認とともに、現地代理店におけるアフターサービス・機材修理の可能性、スペアパーツ・消耗品の現地調達の可能性等についても確認し、優先順位を付した上で要請機材のリストをとりまとめる。その際、数量の必要性・妥当性、輸出・輸入規制等の関連規制、機材の配布先についても十分に確認する。なお、相手国側がソフトコンポーネントの実施を希望する場合、初期操作指導の範囲内での対応の可否を含め、その妥当性・必要性を慎重に検討すること。

4) 運用・維持管理計画の確認

本案件の整備機材について、具体的な活用計画、運用・修理・維持管理にかかる人員・体制（具体的な担当部局や責任者の役職を含む）の想定、予算計画（予算規模、具体的な支出費目等）、技術レベル等について確認する。既存機材についても、同様の内容について、現在の状況を確認する。

5) 相手国負担事項に係る調査

事業実施にかかる相手国負担事項の内容（機材設置場所の確保・改修・新規建設、電気・水道等の引き込み、機材の運用に必要な人員体制の整備、維持管理予算の確保、B/Aの締結、A/P発行に係る手数料及びA/Pに基づく送金手数料の負担等含む）、実施タイミング、各手続きにおける関係省庁を明確にし、その着実な実施を相手国政府に要請する。その際、JICA事務所あるいは日本大使館からも予め情報収集を行う。

これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国負担事項としてミニッツに記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に事業実施時の相手国負担事項の根拠となる。

また、機材設置に係る施設・設備の整備・改修等が想定されている場合には、そのスケジュール、予算確保の見通し等を必ず確認する。

6) 税金情報の収集整理

無償資金協力事業では免税が原則であるため、対象国における当該事業実施に関係する主要税目を確認し、その概要（当該国における名称、税率、計算

方法、根拠法等)をまとめた上で、税目毎の免税措置及び通関手続きの詳細(実施機関、監督官庁等関係機関の責任分担、手続きを行う機関、具体的な手続き内容、手続き所要期間等)、あるいは実施機関等での税負担・予算措置状況を確認する。過去に免税措置に関する問題があったかどうかも併せて確認し、あった場合はその理由を詳しく調査し、対応策の検討を行う。また、免税情報は現地 JICA 事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で JICA 事務所が有する情報(免税情報シート)を入手し、これを更新する。調査終了時には必ず JICA 事務所に報告(データ提出)する。

7) 協力の効果及び関連情報の収集及び提案

対象案件の実施によってもたらされる定量・定性的効果について確認し、必要に応じて実施機関と協議の上より適切な指標の設定可否を検討する。必要な基礎データ・写真等を収集した上で、指標の妥当性及び検証のためのデータが事後監理段階でも入手可能であることを確認する。実施機関に対し、事後監理段階での定期的な指標報告方法を説明する。また、JICA 事業(技術協力、有償資金協力、無償資金協力、ボランティア派遣)、他 ODA 事業との相乗効果等が想定される場合には、どのような連携・相乗効果が可能かその提案も行う。

8) 対象案件実施後の広報計画の確認

協力実施が決定された場合の相手国実施機関による広報計画等について確認を行うとともに、必要に応じてより適切で効果的な広報活動を提案する。

9) 先方の署名機関・署名者の確認

交換公文(Exchange of Notes: E/N)、G/A、コンサルタント契約、業者契約の署名機関・署名者について確認を行う。

10) ミニッツ協議

最終的に確認された協力内容、相手国負担事項、実施までの今後のスケジュール等に係る協議結果についてミニッツにとりまとめ、JICA 人間開発部の確認を得る。

11) 日本大使館、JICA 事務所への調査結果報告

現地日本大使館、JICA 事務所へ調査結果を報告する。

(3) 整理業務

- 1) 「現地調査帰国報告会資料」を作成し、報告会にて結果を報告する。
- 2) 報告会の結果を踏まえ、設計・積算方針案を作成の上、設計・積算方針会議に出席し、出席者との合意を得る。

- 3) 現地調査中に確認が完了しなかった事項や整理業務の過程で生じた追加確認事項について、現地関係者に連絡し、確認する。
- 4) 付属品・スペアパーツ等の必要性、機材据付技師等の派遣の必要性、計画機材の仕様・調達国について検討した上で、「機材リスト」及び「調査結果概要」を作成する。なお「機材リスト」については、機材名、数量、主な仕様、使用目的、原産国等を記載し、現地日本大使館から先方政府への説明が容易な内容とする。
- 5) 概略事業費（機材 FOB 価格、梱包サイズ、海上・内陸輸送費、保険料等）を積算のうえ、「概略事業費積算内訳書・機材仕様書」を作成する。なお、設計・積算の精度については、入札に対応できる精度を確保する。
- 6) 本体事業の円滑な実施に直接的な影響を与えられとされる留意事項を整理する。
- 7) 「概要資料（案）」を作成する。
- 8) 「進捗報告書（Project Monitoring Report）」の初版を作成する
- 9) デジタル画像集を作成する。
- 10) 「調査結果概要」を作成する。

(4) 気候変動対策案件としての検討

- 事業計画に当たって、気候変動対策（緩和・適応）に資する活動を事業計画に組み込むことを検討する。

第5条 成果品

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、このうち、⑤、⑥、⑦、⑨、⑩を本契約の成果品とし、⑨及び⑩の提出期限を契約履行期限末日とする。

①	業務計画書 (契約後 10 日以内)	・和文 1部 及び電子データ
②	インセプション・レポート (対処方針会議前)	・英文 電子データ
③	現地調査帰国報告会資料 (現地調査後 10 日以内)	・和文 20 部以内 (部数は帰国報告会実施時に確定) 及び電子データ
④	免税情報シート (案)	・電子データ  (和文・英文等で発注者が過去に作成した免税情報シートを更新)

⑤	機材リスト	・和文 電子データ ・英文 電子データ
⑥	概要資料（案）	・和文 電子データ
⑦	進捗報告書（Project Monitoring Report）の初版	・英文 電子データ
⑧	デジタル画像集	・CD-R 2部 ※調査結果概要に掲載した写真を中心に各案件10枚程度とし、詳細については無償報告書ガイドライン「VI. その他」を参照する。
⑨	調査結果概要（最終成果品） ※調査ミニッツ（写）を添付	・和文 簡易製本（A4紙ファイル綴じ）4部 ・外国語抄訳版（英文・西語） 簡易製本（A4紙ファイル綴じ）4部 ・CD-R 和文4部、外国語2部 ※和文ドラフトを概要資料（案）と同時期に電子データで提出すること
⑩	概略事業費積算内訳書・機材仕様書（最終成果品）	・和文 CD-R 2部

記載内容は以下のとおり。

- （1） 業務計画書
  - 共通仕様書第6条に記された内容
- （2） インセプション・レポート・現地調査帰国報告会資料・概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、調査結果概要
  - 「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容
- （3） 概略事業費積算内訳書・機材仕様書
  - 設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容
- （4） 進捗報告書の初版
  - 「進捗報告・Project Monitoring Report (PMR)」に示された内容

## 第6条 再委託

☒本業務では、現地再委託の実施を想定していない<sup>3</sup>。

## 第7条 機材の調達

<sup>3</sup> 再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合は、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

☒本業務では、以下の対応を行う。

- ▶ 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。
- ▶ 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

#### 第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙 1-1：案件概要書（ニーズ調査時点）（モルドバ共和国）

別紙 1-2：案件概要書（ニーズ調査時点）（ペルー共和国）

別紙 1-3：案件概要書（ニーズ調査時点）（ネパール）

## 1. 基本情報

- (1) 国名：モルドバ共和国（以下、「モルドバ」と言う。）
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：キシナウ市
- (3) 案件名：モルドバ公共テレビ・ラジオ局テレビ番組制作機材整備計画  
(The Project for improvement of TV Program Production Equipment of TeleRadio Moldova)
- (4) 事業の要約：モルドバの公共放送局である「TeleRadio Moldova」（以下「TRM」と言う）に対して、テレビ番組制作機材を整備するもの。想定される総事業費は 245 百万円（うち概算協力額は 193 百万円）。

## 2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における放送分野の開発の現状・課題及び本事業の位置付け（支援対象の抱える課題・ニーズ含む）

2022 年 2 月のロシアによるウクライナ全面侵攻によりモルドバもまた大きな影響を受けている。特にウクライナ南部へのロシア軍の侵攻・攻撃に伴い多数のウクライナ人がモルドバ含む西側へ避難し、現在もモルドバには約 10 万人のウクライナ避難民が退避、モルドバ政府は日本を含む国際社会と連携しつつ避難民への支援を行っている。しかしながら、ウクライナ侵略を継続するロシアは、隣国であり EU 加盟路線を取るモルドバを不安定化させるべくインテリジェンス活動を活発化させており、旧ソ連構成国であるモルドバではロシア語を解する国民が多いことから、ロシア資本のテレビ局によるロシア語テレビ放送も使ったプロパガンダがあり、モルドバ政府は EU 等の支援も得つつ偽情報対策も進めている状況にある。

このような中、TRM はモルドバの公用語であるルーマニア語を中心とする番組制作及び放送を行っており、ニュース等の総合番組（Channel-1）及び教育・文化番組（Channel-2）の 2 チャンネルを有する。TRM は、経営委員会の設置等の組織改革も進めつつ、ニュース番組や教育・文化番組の拡充を通じて正しい情報を伝えるべく努力を続けているものの、旧ソ連からの独立以降の投資不足による機材の老朽化が進んでいる。特に、Channel-2 は専用スタジオが無く、Channel-1 のスタジオを間借りして番組を制作する等、番組作りに必要な基本的な機材も不足している状況にあり、ロシア資本の支援も受けるロシア語の放送局に比べ、視聴者にとって魅力的な質の高い番組制作が困難であり、番組制作数も制約されるとの状況におかれている。

また、モルドバ政府が 2023 年 12 月に定めた国家安全保障政策では、「領土の防衛」と並んで「民主主義の防衛」が優先事項とされており、これを実現していくためにも公共放送の果たすべき役割は大きい。

- (2) 放送セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け  
国別開発協力方針では「ガバナンスの強化」が重点分野の一つとしてあげられている。モルドバ政府は、隣国ウクライナと同様、EU 統合路線を掲げており、民主主義、法の支配、市場経済といった普遍的価値に基づく国づくりを進めてきた。これが EU にも評価され、2023 年にはウクライナと共に加盟候補国となり、2024 年には EU 加盟交渉を公式に開始するに至っている。

放送セクターへの支援、とりわけ公共放送の強化に対する支援はこの方向性に沿ったものであり、ロシアによるウクライナ侵略が継続中、かつEU加盟交渉本格化といった政治アジェンダを踏まえると、同国の民主主義の定着には不可欠であると考えられる。

(3) 他の援助機関の対応

EU及びCouncil of Europeが共同で「Support of Media Pluralism and Freedom of Expression in the Republic of Moldova」を2022年から2024年まで実施中である。同プロジェクトでは、公共放送の立場を踏まえたジャーナリストやスタッフの能力強化、番組作りのルール作成・実施等につき支援がおこなわれている。

また、番組コンテンツに関しては、BBC Media Actionが「Concept Improvement of TV programs and News」を実施中である。

(4) 本事業を実施する意義

上記の通り、ロシアによるウクライナ侵略戦争が続く中、ウクライナを背後から脅かすことを目的として、モルドバに対する影響力保持を狙った偽情報拡散やサイバー攻撃といったいわゆる「ハイブリッド戦争」を仕掛けており、とりわけ偽情報対策との観点から、偏向のない情報を広くモルドバ国民に提供することは極めて重要であり、民主主義の根幹にも影響するものであることから、機材支援を通じたTRMの番組制作能力強化を図ることの意義は非常に高く、間接的にウクライナ支援にもつながるものである。

### 3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的：本事業は、モルドバ唯一の公共放送であるTRMに対して、主に教育・文化番組チャンネル(Moldova-2)の改善に必要な番組制作機材を整備することにより、質の高い自社番組制作を可能にすると共に映像構成や番組進行の改善を図り、国民に提供される情報の多様化、質の向上、学びの機会拡大、国民統合への意識醸成などに寄与するもの。

②事業内容：

ア) 機材の仕様

スタジオ機材一式(Moldova-2用)。現時点での主な機材要望は以下の通り。

- ・デジタル放送用カメラ(計5台)
- ・照明システム(1式)
- ・屋外用ビデオカメラ(計6台)
- ・ビデオミキサー(1式)
- ・調整室用モニター類(1式)
- ・音響用マイク(12式)
- ・編集用システム(1式)
- ・音楽番組制作機材(オーケストラ用含む。1式)
- ・その他、各種アクセサリ、付属品等

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

計画内容最終確認、入札支援、調達監理。ソフトコンポーネントはなし。

ウ) 機材の調達方法

本邦調達または現地調達を基本とし、困難な場合は第三国調達とする。



## エ) 先方負担事項

### ③他の JICA 事業との関係

2025 年度の課題別研修「民主主義国家におけるメディアの役割」が要請される予定。

### (2) 総事業費／概算協力額

総事業費 245 百万円（概算協力額（日本側）：193 百万円、モルドバ側：52 百万円）

（単位：百万円）

項目	全体
① 機材調達費	138
（内、「機材本体費」以外の経費）	(30)
② 設計監理費	25
概算協力額（日本側）合計	193

（注）モルドバ側負担費用は、本部ビル内のスタジオ予定スペース改修費用であり、既に予算を確保済（約 30 万ユーロ）

### (3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2026 年 2 月～2028 年 2 月を予定（計 24 か月）。

### (4) 事業実施体制

#### ①事業実施機関／実施体制：

モルドバ公共テレビ・ラジオ局（TeleRadio Moldova：TRM）

#### ②他機関との連携・役割分担：

特になし

#### ③運営／維持管理体制：

TRM 技術部門がメインとなり、関係部署と協力しつつ運営・維持管理を行う。TRM は現時点で年間約 150 万円相当の維持費を確保している。

### (5) 安全対策

事業実施機関や事業実施者との情報収集・連絡協議体制の構築を行う。

### (6) 環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

### (7) ジェンダー分類：GI GI(P) GI(S) ジェンダー対象外

### (8) その他特記事項

TRM は、これまでも日本文化の発信や日本によるモルドバ支援の報道に積極的であり、今後も日本文化の紹介、日本の取り組みの発信など、TRM を通じた日本のプレゼンス拡大にも寄与することが期待される。

## 4. 事業効果

### (1) 定量的効果：

指標名	基準値（2024年）	目標値（2030年）
自社で制作する番組数	3本/週	6本/週
Moldova-2で放映中の自社制作番組数	2本（2024年8月時点）	22本

(2) 定性的効果：

- ①より高度な技術・手法による番組制作を可能にする機材の整備により、モルドバ国民が質の高い番組を視聴できる。
- ② 教育文化番組数の増加により、学びの機会拡充や教育振興に寄与する。
- ③自社番組数の増加によりより魅力的な番組作りが可能になると共に、ロシアによるインテリジェンス活動に対する抑止策の一つとなり得る。

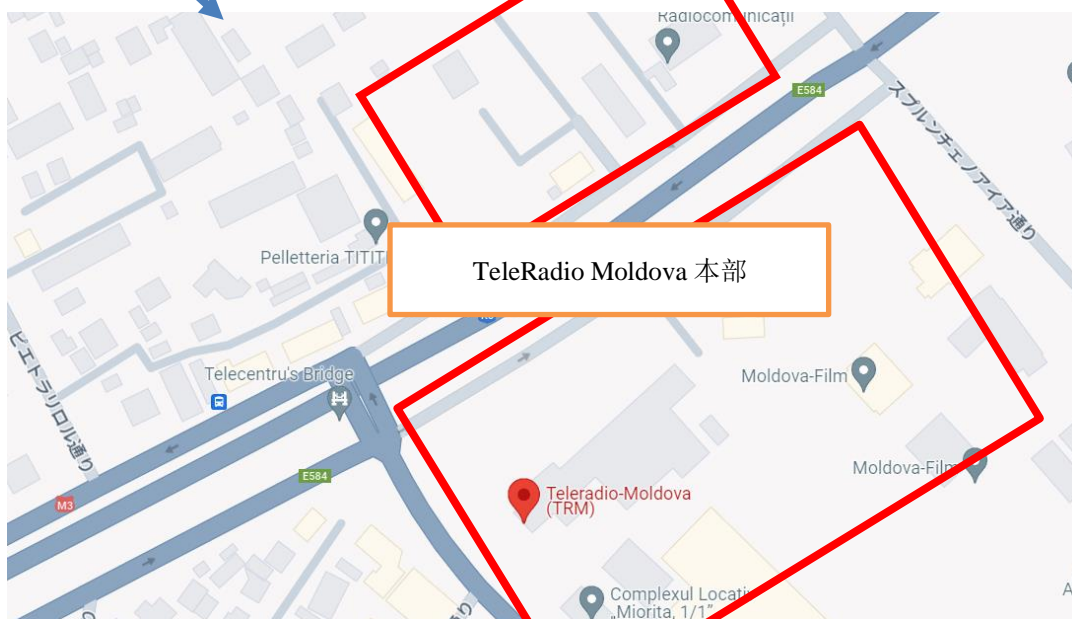
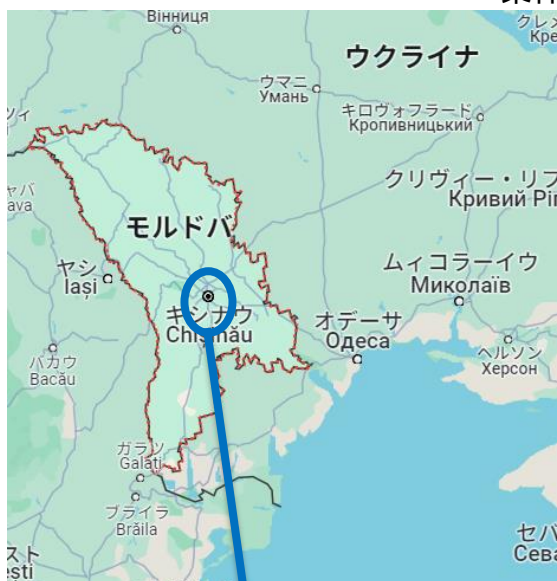
## 5. その他

- (1) 前提条件・外部条件：  
特に無し。
- (2) 留意点等：  
特に無し。

以 上

[別添資料] モルドバ公共テレビ・ラジオ局テレビ番組制作機材整備計画 地図

案件サイト地図



## 1. 基本情報

- (1) 国名：ペルー共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：ランバイエケ郡（国立ブルーニング考古学博物館）
- (3) 案件名：ペルー国立ブルーニング考古学博物館文化財保護・展示機材整備計画
- (4) 事業の要約：本事業は、国立ブルーニング考古学博物館に対して、発掘物・収蔵物の先進的な研究、保全・管理、展示及び文化教育のための機材を整備するもの。プロジェクトの総費用は、92 百万円である。

## 2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における文化分野の現状・課題及び本事業の位置付け（支援対象の抱える課題・ニーズ含む）

ペルーにはインカ帝国期（13～16 世紀）を含む様々な年代の重要な遺跡や文化財が多く残っており、それらを管理する文化省は主要な遺跡の調査や文化財の保護、博物館の設立を含む事業を行っている。各博物館では、ペルーの歴史・文化教育とペルー国民のアイデンティティの伝承、および観光や地域社会の発展のために遺跡や文化財の研究、保全・管理、展示、教育活動等を行っている。

ランバイエケ州にある国立ブルーニング考古学博物館は、1921 年に設立された歴史ある博物館であり、ランバイエケ、モチエ、チャビン、ビクー、インカ文化等の遺産である 1400 点以上の考古学的作品が展示されている。展示作品以外にも、博物館として 17,000 点を超える収蔵品を有している。また、研究や展示のみならず、文化財の登録、保存、周辺コミュニティや学生向けのワークショップ等の文化教育も実施してきた。

しかしながら、予算や機材不足の中、考古学的構造物及び発掘物・収蔵物の研究、保全・管理、展示、教育活動が十分に行われていない現状にある。さらに、コロナ禍で博物館の一次閉鎖を余儀なくされたほか、エルニーニョ現象による集中豪雨およびサイクロン「ヤク」の到来に伴う、文化遺産の展示室、収納庫、博物館の地下への浸水被害、それに続くカビの大量発生によって、文化遺産の保存状態に深刻な影響を及ぼしている。

このため、研究活動を迅速に進め、適切に保存・管理、展示していくための機材整備が喫緊の課題となっている。例えば、現在、博物館には、文化財の研究や修復を目的とした記録や、文化財の表面に現れる文様をより正確に観察するための機材が不足しており、X 線検査装置やカメラ内蔵の実体顕微鏡等が必要である。また、17,000 点を超える収蔵品の腐食を防止するための除湿機、空調設備等も必要である。さらに、自然災害等の影響を受けて一時中断していた教育活動を活発化させていくための機材整備も求められている。

上記のような取り組みは文化省も推進しているものの、予算に限りがあるため機材の調達に難しいため、国立ブルーニング考古学博物館は我が国政府に対して、上記活動に資する機材供与の無償資金協力を打診した。

(2) 当該国文化分野に対する我が国及び JICA の協力量針等と本事業の位置付け  
このプロジェクトは、国立ブルーニング考古学博物館に対する機材の供与を通じて、高度な研究、効率的な保存、管理、展示を可能にし、ランバイエケ、モチエ、チャビン、ビクー、インカ文化等先スペイン文化に関する知識とペルー人としてのアイデンティティの向上を促進するものである。これによって、博物館が有する文化財の文化的価値の向上や入館者数増化等による地域社会の発展及びワークショップを通じた文化教育の促進を可能にする。我が国の対ペルー国別開発協力量針における重点分野「(1) 経済社会インフラの整備と格差是正」の開発課題 1-1 (小目標) 「経済社会基盤整備の促進」に資するものである。

(3) 他の援助機関の対応

2005 年、ドイツ政府、ランバイエケ州政府、国立文化研究所 (現在の文化省) の支援を受けて、博物館展示物の修復を目的とした改築プロジェクトが実施された。また、ポール・ゲティ研究所 (米国)、ケ・ブランリー美術館 (フランス)、TBS (日本) 等からの寄付を通じて、展示スペースの改善も実施された。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、ペルーの文化分野において先進的な研究、発掘物・収蔵物の適切な保全・管理、展示及びワークショップを通じた文化教育の促進を可能にするとともに、観光産業の発展・自然災害による地域経済への被害緩和にも寄与するものであり、文化省の政策に合致し、ひいてはペルーの経済社会開発に資するところ、対ペルー国別開発協力量針との整合性を有しており、事業実施の意義は高い。ペルーは多くの歴史的に重要な遺跡を有しており、遺跡調査や文化財の保護への需要・関心が高いことから、同分野での協力の推進は対日感情のより一層の高まりに寄与すると期待される。特に国立ブルーニング考古学博物館の収蔵品は、過去に日本で開催されたアンデス文明展に貸し出されており、日本でのペルー文化に対する関心のへの醸成寄与が期待される。さらには、本事業の採択通報が予定されている 2024 年には、ペルーが宿主国となって APEC 首脳会議 (サミット) が開催される予定であり、国際協力を通じた一層の関係強化も期待される。加えて、JICA は 1990 年代後半に JICA 支援で策定した全国観光開発マスタープランにおける北部観光回廊構想の実現を念頭に、2023 年 12 月から 2024 年 3 月にかけて「北部地域持続可能な観光開発支援に係る情報収集・確認調査」を実施した。同調査の中で、リマ市から陸路で移動する場合に北部観光回廊の始点となるランバイエケ州の観光開発にあたっては博物館との連携を通じたコミュニティ観光推進が重要であるとされており、当該博物館への支援は、今後の観光分野の協力との相乗効果発現も期待される。本案件は、観光のみならず北部地域の開発に資する案件の第一歩であり、今後、同州のみならず、当国北部の近隣州の開発の道標となるものである。

### 3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的：本事業は、国立ブルーニング考古学博物館に対して機材を供与することにより、当地の文化遺産と発掘物・収蔵物の先進的な研究、適切な保全・

管理、展示及びワークショップを通じた文化教育の促進を図り、もって地域社会の発展に寄与するもの。

②事業内容：

ア) 機材の仕様：文化財の研究・登録・保存用機材（マイクロ・データ・ロガー、レーザープリンター付きX線装置、超音波洗浄機、デジタル顕微鏡、空調設備等）、展示用機材（3Dプリンター、プロジェクター、LEDライト、発電機等）、ワークショップ用機材（インタラクティブ・タッチスクリーン、オーディオ機器等）

イ) ソフトコンポーネントの内容：なし

ウ) 機材の調達方法：機材調査にて確認予定。

エ) 先方負担事項：納入した機材の管理・保管場所の確保と使用・維持管理する人材の確保。

③他の JICA 事業との関係

当該博物館は協力隊の受入も希望している。

(2) 総事業費／概算協力額

総事業費 92 百万円（概算協力額（日本側）：92 百万円、ペルー共和国側：0 円）  
（単位：百万円）

項目	全体
① 機材調達費	72
（内、「機材本体費」以外の経費）	(18)
② 設計監理費	20
概算協力額（日本側）合計	92

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2026 年 6 月～2028 年 6 月を予定（計 24 か月）。

(4) 事業実施体制

①事業実施機関／実施体制：文化省（The Ministry of Culture/Ministerio de Cultura）

②他機関との連携・役割分担：以下の通り、調達機材の運営・維持管理は国立ブルーニング考古学博物館が行う。

③運営／維持管理体制：調達機材の運営・維持管理は国立ブルーニング考古学博物館が行う。供与予定の機材の大部分は、博物館で使用・管理した経験がある。それ以外の機材についても、協力関係のある国内の他の博物館から使用・管理に係るノウハウが共有されている。また、同博物館において 10 年以上の勤務経験を有する計 5 名のスタッフが機材の管理を行う。さらに、施設内には供与予定の機材を使用・管理するための場所が確保されるほか、施設の老朽化が進んでいることから、2 棟の建物が新たに増改築される予定である。

(5) 安全対策

本博物館には、ペルー国家警察の派遣隊が 50 年以上にわたって駐留し、継続的な警備態勢が整備されている。なお、博物館があるエリアの治安に関して、特段の懸念はない。

(6) 環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

(7) ジェンダー分類：GI GI(P) GI(S) ジェンダー対象外

- (8) その他特記事項：博物館内の展示部屋やワークショップ等において、日本が機材供与した旨が周知される予定。また、博物館は男女雇用機会均の方針を掲げており、現在勤務する考古学者の半数は女性である。さらに、国立ペドロ・ルイス・ガジヨ大学、セニョール・デ・シパン大学と連携し、文化人類学に係る研究がなされている。また、国立シカン博物館、トゥクメ博物館、ワカナ・レハダ・シパン博物館、シティオ・チョトゥナ・チョルナンカプ博物館、トゥンバス・レアレス・デ・シパン博物館と連携し、機材の融通や文化財保全にかかる知見共有がなされている。

## 5. 事業効果

(1) 定量的効果：

指標名	基準値 【2023年実績値】	目標値（2030年） 【事業完成3年後】
文化財インベントリへの登録数 （個／年間）	600	2400
新たに適切に保存・登録された文化財の数（個／年間）	20	90
近隣地域からの来訪者数及び文化教育への参加者数（人数／年間）	8,400	30,000

(2) 定性的効果：

- ・博物館が所蔵・展示する文化財が充実する。
- ・文化財への湿気・カビによる損傷が軽減される。
- ・文化分野における技術利用の方法論と知識獲得が促進される。
- ・考古学研究を行う他の博物館・大学との連携が促進される。
- ・地域社会・文化に対するコミュニティの理解が深まる。
- ・文化財をモデルとしたお土産物開発が促進される。

## 6. その他

(1) 前提条件・外部条件：特になし。

(2) 留意点等：特になし。

## 1. 基本情報

- (1) 国名：ネパール  
 (2) プロジェクトサイト／対象地域名：国際山岳博物館（ガンダキ州ポカラ市）  
 (3) 案件名：国際山岳博物館における展示デジタル化計画  
 (The Project for Digitizing Exhibition in International Mountain Museum)  
 (4) 事業の要約：  
 国際山岳博物館において、展示デジタル化に資する機材整備を行うもの。想定される総事業費は 215 百万円（うち、概算協力額は 215 百万円）。

## 2. 事業の背景と必要性

- (1) 当該国における気候変動セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け（支援対象の抱える課題・ニーズ含む）

ネパールは、インドと中国の間に位置し、世界最高峰のエベレストをはじめ、標高 8,000m 級の山を 8 峰有する。東西に細長い国土には、南から北に標高 60m の平野部、中山間地帯、そしてヒマラヤ山脈の 3 層の地形が存在しており、河川勾配差が大きく、洪水や土砂災害等の自然災害が多発する国でもある。

近年は気候変動の影響を受け、平均 1.0°C 以上の気温上昇や降雨パターンに変化が見られ、過去 10 年間で最も気象現象の影響を受けた国の一つに位置付けられている。特に北部のヒマラヤ山脈地域では今後も気温上昇が継続するとみられ、氷河湖の急増や決壊リスクの高まり、異常気象の頻発によって降水量も増加すると見込まれている。また、気候変動への脆弱性から 2050 年までに年間 GDP が 2.2% 減少すると推計されている（2014、ADB）。

ネパール政府は、第 16 次国家開発計画 5 か年計画（2024/2025 年～2028/2029 年）において気候変動対策を国家目標の一つとして掲げ、各セクターへの気候変動の影響緩和に向けた知識と意識の向上と、各地方に適した気候変動緩和策と適応策を導入する方針を示している。また、「国別適応行動計画」（2010 年）（National Adaptation Plan of Action: NAPA）、「地方適応行動計画にかかる国家フレームワーク（2011 年）」（Local Adaptation Plan of Action: LAPA）を策定し、積極的に気候変動対策に取り組んでいる。さらに、パリ協定批准に基づく「国家適応計画（2021 年）」（National Adaptation Plan: NAP）や「国が決定する貢献（2016 年、2020 年）」

（Nationally Determined Contributions: NDC）、国家気候変動政策（National Climate Change Policy: NCCP, 2019）を策定し、国際的な気候変動対策の枠組とも協調した取り組みを進めている。

一方で、NCCP では気候変動対策に係るステークホルダーの認識の相違や連携不足、あるいは調査データや気候変動に起因する災害の認識不足など、気候変動に関する実態を社会全体で共有して気候変動対策の主流化を進める必要性が指摘されている。

本事業の支援対象である国際山岳博物館（ガンダキ州ポカラ市）では、館内の展示を通じ、特にヒマラヤ山脈における気候変動のリスク等について情報発信を行ってきた。同博物館は、ネパール山岳協会の活動の一貫として 2004 年 2



月に設置したもので、現在はヒマラヤの山岳民族文化やヒマラヤ山脈の山々とその登頂の記録に加え、ヒマラヤの環境、植生、生態系、地質など、山岳に関する様々なテーマが展示されている。同博物館へは過去5か年平均で年間約16万人が来訪している。2018/2019年は年間約26万人の来訪者数を記録しており、今後の来訪者数は増加することが期待されている。来訪者の約70%は、校外学習で訪問する中学2～3年生であり、同博物館が環境教育に果たす役割は大きい。また、ポカラ市はネパールの観光首都であり、来訪者の10%は外国人観光・登山客が占め、同博物館の展示はヒマラヤに関する海外への情報発信拠点ともなっている。しかし、同博物館は、開館から20年以上経過し、殆どの展示物は写真やパネルを陳列するにとどまり、主要な来訪者であるネパールの学生に対する十分な学習機会が提供できていない状況である。気候変動対策に関する教育・研究機関として博物館が役割を果たすためには、展示物のデジタル化を通じ、効果的な学習ツールへと改善する必要がある。

本事業は、国際山岳博物館において、展示のデジタル化に資する機材の整備及び、ネパールにおいて多発する洪水や土砂災害等の気候リスクを踏まえた気候変動に対する教育を通じ、気候変動対策に関する教育機会の向上と国民意識の向上を図るものであり、同国のパリ協定に基づくNDCにおける目標と整合するものである。また、下記(4)に示す通り、同博物館では、日本人のヒマラヤ山脈の山々の登頂実績が複数展示される等日本との関係も深く、本事業を通じ、日・ネパールの文化交流を促進し、友好関係及び相互理解の向上に貢献するものである。

- (2) 気候変動セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置付け  
「対ネパール国別開発協力量針(2021年9月)」では、重点分野のひとつに「防災及び気候変動対策」が掲げられており、災害脆弱国として、「災害リスクを考慮した支援」を行う必要性が示されている。対ネパールJICA国別分析ペーパー(2020年7月)では地球規模課題への対応として「気候変動への適応」が必要と分析しており、グローバルアジェンダ「気候変動」において、パリ協定の実施を促進し、コベネフィット型気候変動対策を取り入れることとしており、気候変動対策に係るネパール国民の理解促進と意識向上を図る本事業は、こうした協力量針の推進を間接的に後押しするものといえる。

また、気候変動対策に係る支援は、SDGsゴール13「気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。」の中のターゲット13.3「気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。」へ貢献する。

- (3) 他の援助機関の対応

気候変動適応策としては、分野横断的な課題として各種取組が進められているものの、国際山岳博物館への支援は、いずれの機関も行っていない。

- (4) 本事業を実施する意義

上記(1)のとおり、本事業は国際山岳博物館における展示デジタル化を図るものであり、主たる来訪者であるネパールの学生に対する気候変動教育の向上に寄与する事業と位置付けられる。

また、同博物館には、日本人のヒマラヤ山脈の山々の登頂実績が複数展示され、両国の友好・協力関係の紹介にも貢献している。具体的には、1899年に日本人として初めてネパールを訪れた川口慧海氏、マナスル（標高8,163m、標高世界第8位）に登頂した今西壽雄氏、女性として世界で初めてエベレスト登頂を果たした田部井淳子氏の展示や、野口健氏がエベレストやマナスルで行っている清掃活動が紹介されている。

同博物館を所有・運営しているネパール山岳協会は、日本山岳会と協力関係があり、同会は山岳民族の生活・文化の展示の一部として日本文化展示や、日本人登山家等が撮影したヒマラヤの山々の写真展示に資材・資料を提供している。

長野県駒ヶ根市は、同市に青年海外協力隊訓練所がある縁から同博物館のあるガンダキ州ポカラ市と2001年に国際協力友好都市協定を締結し、現地の協力隊員支援や中学生派遣を行っている。駒ヶ根市が実施団体として草の根技術協力プロジェクト「ポカラ市における妊娠期から乳児期までの切れ目のないケア推進事業」も行っており、博物館で「駒ヶ根コーナー」として駒ヶ根市が紹介されている。同市のネパール交流市民の会は、草の根技術協力プロジェクトの実施を通じて市民レベルの交流活動も継続している。

以上により、国際山岳博物館は日本との縁が深く、本事業による展示のデジタル化によって、日本とネパールの友好関係、同博物館と日本山岳協会との連携、さらには日本人がヒマラヤで成し遂げた成果や貢献をより多くの人々が認識することに貢献する。事業開始が見込まれる2026年は、ネパールが後発開発途上国（LDC）からの卒業を見込まれており、日・ネパール外交関係樹立70周年を迎える節目の年にあたることから、本事業により気候変動教育を向上し、両国の文化交流を促進する意義は大きい。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業概要

##### ①事業の目的：

本事業は、国際山岳博物館において博物館の展示デジタル化に係る機材を導入し、同博物館における気候変動教育の強化を図り、もって気候変動対策に関するネパール国民の意識向上と両国の文化振興に寄与するもの。

##### ②事業内容：

- ア) 機材の仕様（全体計画及び詳細仕様等は機材計画調査により検討予定。）
- a. 気候変動展示増設：気候データ展示、LEDスクリーン等
  - b. 5Dシアター：プロジェクター、3Dグラス、スクリーン等
  - c. 展示デジタル化機材：VRシミュレーター、レイアウトスクリーン、展示説明機材、音響機材、会議室用機材、スポットライト等

#### イ) ソフトコンポーネントの内容

機材の運営、メンテナンス技術を指導する専門家の短期間の派遣が必要。ただし、供与時に協力隊員が派遣されている場合には、同専門家の支援及びその後のフォローアップを行う。

#### ウ) 機材の調達方法：

主要機材は可能な限り日本の機材を調達するものとするが、調達が困難等の場合は第三国調達も検討する。機材の維持管理に必要なスペアパーツ等がネパールで購入可能なものとなるよう留意する。

エ) 先方負担事項

博物館の屋根修繕の継続、国際山岳博物館への必要な人材の確保・配置、関係組織間の調整と利用可能なデータや情報の提供

③他の JICA 事業との関係

国際山岳博物館へは、2004 年の開館当初から 2014 年にかけて延べ 4 名の海外協力隊を派遣しており、各隊員は学芸員支援を通じた展示の改善や日本コーナーの拡充、運営支援等に取り組んできた。2024 年度春募集において、同博物館の研究・教育機関としての機能強化を目的に学芸員の募集を行っている。

なお、ポカラ市と駒ヶ根市は国際友好都市協定を締結しており、駒ヶ根市が実施団体となって草の根技術協力事業「ポカラ市における妊娠期から乳児期までの切れ目のないケア推進事業」（2023 年～2025 年）を実施中である。

(2) 総事業費／概算協力額

総事業費 215 百万円（概算協力額（日本側）：215 百万円）

(単位：百万円)

項目	全体
① 機材調達費	180
(内、「機材本体費」以外の経費)	(33)
② 設計監理費	35
概算協力額（日本側）合計	215

(3) 事業実施スケジュール（協力期間）

2025 年 12 月～2027 年 12 月（計 24 か月）。

(4) 事業実施体制

①事業実施機関／実施体制：

カウンターパート機関：

(和) 文化・観光・民間航空省

(英) Ministry of Culture, Tourism and Civil Aviation

- ネパールの文化・観光産業・民間航空産業を所掌し、自然資源、文化、及び人的資源のバランスがとれた文化観光政策を展開。また、ネパール山岳協会の監督官庁でもある。

(和) ネパール山岳協会

(英) Nepal Mountaineering Association

- ネパール国内の山岳観光や登山の振興のほか、山岳環境や山岳民族文化の保全活動に取り組んでいる非政府団体。
- ネパール国内の 27 座の登山許可証発行や入山料徴収事業を行っているほか、活動の一環として国際山岳博物館を所有・運営。

実施機関：（和）国際山岳博物館  
（英）International Mountain Museum

- 運営委員会（7名）、支援委員会（9名）と事務局（20名）が運営。

③ 他機関との連携・役割分担：

本事業で充実を図る気候変動展示コーナーについては、国際総合山岳開発センター（The International Centre for Integrated Mountain Development: ICIMOD）がデータ提供に協力することとしており、機材導入後のデータメンテナンスを含む展示支援を継続する予定である。

また、ネパール政府も同博物館の重要性と老朽化を認識しており、予算年度2024/2025（2024年7月～2025年7月）に屋根の改修に必要な10百万NPR（約12百万円）の予算を計上済みである。

④ 運営／維持管理体制：

国際山岳博物館は、議長が統括する運営委員会の下で事務局が管理・運営を行っており、事務局体制は次のとおり。本事業により整備される機材は、主にガイド部門の学芸員補及びガイドにより運営・維持管理される。

部署	スタッフ
総務・経理	事務局長（1）、総務担当（1）、アシスタント（4）
ガイド	学芸員補（1）、ガイド（3）
チケット	チケット販売・確認担当（5）
清掃・庭園整備	清掃・庭園整備責任者（1）、清掃・庭園整備担当（4）
Total	20名

機材の維持管理については、ソフトコンポーネントによる指導を検討する予定である。また、前述のとおり2024年度春募集の海外協力隊員（学芸員）が確保された場合は、同隊員と連携して研究・教育機関としての機能強化を図るとともに、本事業により導入された機材が適切に活用及びメンテナンスされるよう支援する。

機材の維持管理とランニングコストに係る費用は、年間約48～60百万円（うち管理経費24百万円）であり、全て国際山岳博物館が負担する。同博物館は、年間約36百万円の入場料収入があり、入場料収入を国庫納付した後、担当官庁への運営経費予算申請を経て運営維持管理に必要な予算配賦が行われているが、同博物館に対する予算配賦はこれまでも適切に行われており、財務面においても持続的に運営する能力を有していると思込まれる。詳細は、調査にて確認する。

(5) 安全対策

今後の調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策に必要な情報を収集し、対策を検討する。

(6) 環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI

(7) ジェンダー分類：GI GI(P) GI(S) ジェンダー対象外

(8) その他特記事項

2026年は日・ネパール外交関係樹立70周年であることから、E/N署名等の機会に、日・ネパールの外交関係やJICA事業協力のPRを実施する予定。

本事業を通じて、博物館のデジタル化による気候変動に関する教育の強化を図ることにより、気候変動緩和策及び適応策に資する可能性があると考えられる。

## 7. 事業効果

### (1) 定量的効果：

気候変動に関する新たな展示内容の充実と機材整備により現在の展示に改善を加え、現在要請中の海外協力隊員による広報活動強化との相乗効果により来場者の増加が見込まれる。また、本博物館の教育機関としての機能強化を通じ、学生の受入能力が向上し校外学習による訪問校拡大につながる。さらに、展示のデジタル化によって来訪者の約10%を占める外国人観光・登山客の増加も期待される。

事業の目的である気候変動についての来場者への理解促進は来場者数を指標とすることが考えられるが、具体的な基準値及び目標値は、今後の情報収集を経て機材計画調査にて決定する。

### (2) 定性的効果：以下が想定されるが、今後の調査にて検討する。

- ① ネパールの国民の気候変動に関する知識向上
- ② 両国間の文化交流の促進

## 8. その他

### (1) 前提条件・外部条件：

特になし。

### (2) 留意点等：

国際総合山岳開発センターと国際自然保護連合は同博物館に展示スペースを確保して常設展示を行っていることから、これらの展示及び将来計画と重複が生じないように、事前に調整を図る

以 上

[別添1] 国際山岳博物館における気候変動展示デジタル化計画 環境社会配慮

[別添2] 国際山岳博物館における気候変動展示デジタル化計画 地図

国際山岳博物館における気候変動展示デジタル化計画 環境社会配慮

①カテゴリ分類：C

②カテゴリ分類の根拠：

本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）  
上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

以 上

国際山岳博物館における気候変動展示デジタル化計画 地図



## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：機材計画・機材調達（特に文化・教育関連機材）にかかる O/D（概略設計）、B/D（基本設計）、D/D（詳細設計）、S/V（調達監理）

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を併せた記載分量は、15 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です）。

##### 4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式 4-4）

##### 5) 現地業務に必要な資機材

##### 6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

##### 7) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・ 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇



※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

## 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

業務実施契約締結後（2025年3月中旬を想定）より事前準備を開始し、2025年4月～5月中旬を目安に現地調査を実施する。各案件の概要等を踏まえ、適切な調査時期・期間をプロポーザルで提案すること。その際、全案件について2025年11月閣議を想定すること。また、以下の表を確認の上で設定すること。なお、提案された調査時期・期間については、調査対象国の実施機関に受入可否を確認の上で確定する。

国名	現地調査時期設定に関する留意事項（2025年4～5月）
モルドバ	4/20（イースター）、5/1（メーデー）は避けるのが望ましい。また、スタジオ改装を受益者が2025年2月より実施予定であり、本協力で導入する機材に合わせてスタジオ改装を行う意向があることから、できるだけ早期に調査を実施できるのが望ましい。
ペルー	現時点では特になし。
ネパール	4/25にネパール事務所で式典を計画しているため、この日は事務所の支援が難しい見込みである。

現地調査終了後、概略事業費積算を開始する。想定される各工程及び報告書等提出の時期は以下のとおり。

(▲=実施想定時期)

月	2025年							
	4	5	6	7	8	9	10	11
業務計画書	▲							
インセプション・レポート提出	▲							
現地調査	▲							
現地調査帰国報告会 / 設計・積算方針会議		▲						
積算関連資料提出				▲				
機材リスト提出				▲				
概要資料(案)提出 ※ドラフト提出時期					▲			
調査結果概要提出 ※ドラフト提出時期					▲			
概略事業費積算内訳書、機材仕様書提出								▲
閣議								▲
調査結果概要(合冊版)提出								▲

## (2) 業務量目途

### 1) 業務量の目途

約 11.33 人月

なお、同一の業務従事者が全案件を担当することを意図したものではなく、対象国ごとに案件の内容に応じた業務従事者の配置を想定しています。業務主任者はいずれかの国（少なくとも1カ国）での現地調査に従事してください。

### 2) 渡航回数を目途 全6回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 配付資料／公開資料等

#### 1) 配付資料

- 報告書等サンプル

#### 2) 公開資料

- 2020 年度一般文化無償資金協力機材計画調査 調査結果概要  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046843.html>
- 2021 年度  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000046844.html>
- 2022 年度  
<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12346664.pdf>
- 2023 年度  
[https://openjicareport.jica.go.jp/360/360/360\\_000\\_12347019.html](https://openjicareport.jica.go.jp/360/360/360_000_12347019.html)

### (4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

### (5) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、モルドバ、ペルー、ネパールそれぞれ、JICA 人間開発部を通じて安全管理部、JICA ペルー事務所、JICA ネパール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。

詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

#### (1) 契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

#### (2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案

することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

**【上限額】**

**45,667,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（4）定額計上について

本案件は定額計上はありません。

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

2) 上記1)に記載がない国については以下のレートを使用してください。

➤ 現地通貨(モルドバレウ) = 8.17752円

(9) ランプサム(一括確定額請負)型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム(一括確定額請負)型の対象業務とします。

別紙：プロポーザル評価配点表

## プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
(2) 作業計画等	(5)	
ア) 要員計画	—	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(—)	(8)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 業務主任者等としての経験	—	2
ウ) 語学力	—	1
エ) その他学位、資格等	—	1
3) 業務管理体制	(—)	(4)

以上

<sup>1</sup> 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。